

貨物油タンクに使用する耐食鋼材に関する事項

改正規則等

鋼船規則 K 編及び M 編
鋼船規則検査要領 C 編及び M 編
船用材料・機器等の承認及び認定要領

改正事項

貨物油タンクに使用する耐食鋼材に関する事項

改正理由

国際航海に従事する（日本籍船舶にあつては、国際航海に従事しない船舶も含む）載貨重量 5,000 トン以上の原油タンカーのすべての貨物油タンクの甲板裏及び内底板に、貨物油タンクに対する IMO 塗装性能基準（IMO 決議 MSC.288(87)）に従った塗装又は代替防食方法の性能基準（IMO 決議 MSC.289(87)）に従った代替手段（耐食鋼材等）による防食措置を要求する SOLAS 条約の改正が採択された。

さらに IACS は、代替手段として用いられる耐食鋼材の具体的な承認基準を定めるべく、本会が発行している「COT 用耐食鋼に関するガイドライン」を参考に、耐食鋼材に対する化学成分、試験、検査及び製造法承認等について規定する統一規則及び統一解釈の作成を行っている。

前述の SOLAS 条約の改正は、2013 年 1 月 1 日以降に建造契約又は 2016 年 1 月 1 日以降に引き渡しが行われる船舶に適用されることとなっていることから、当該条約改正に対し前広な対応を行うべく、今般、最新の IACS 統一規則案及び統一解釈案に基づき、貨物油タンク用耐食鋼材の承認に関する規定を整備した。

改正内容

- (1) 貨物油タンク用耐食鋼材の特別要件として、適用厚さ、種類及び化学成分に関する要件を規定した。
- (2) 貨物油タンク用耐食鋼材の製造方法の承認に関する要件として、承認の際の提出書類、耐食性試験の方法等を規定した。
- (3) 試験証明書（ミルシート）に、貨物油タンク用耐食鋼材の銘柄及び耐食性を確保するために添加した元素の化学成分を記載する旨規定した。
- (4) 溶接施工計画書に、貨物油タンク用耐食鋼材の銘柄及び適用可能な溶接材料の銘柄を記載する旨規定した。
- (5) 貨物油タンク用耐食鋼材に適用可能な溶接材料以外の溶接材料を使用する場合は、溶接部に対し IMO 塗装性能基準に従った塗装を施す旨規定した。